

初島漁業集落排水事業のあらまし



— 令和 5 年度版 —

熱海市 公営企業部 下水道課

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 業務実績表	4
(2) 事業の沿革	4
2. 漁業集落排水処理事業の現況	
(1) 処理施設使用料	
└─ 算定方法	5
└─ 変遷	5
(2) 受益者分担金	5
(3) 財政状況	6
3. 施設の概要	
(1) 浄水管理センター	1 4
(2) 管路施設	1 4
4. 資料	
(1) 浄水管理センター水質分析結果	1 5
(2) 熱海市漁業集落排水処理施設条例	1 6

1. 事業の概要

初島地区は、熱海市の本土から南東沖合い約 10km にある静岡県唯一の離島であることから、従前は個別浄化槽等による汚水処理がされていましたが、平成 19 年 2 月 1 日から汚泥の海洋投棄が禁止となることに伴い、平成 16 年 4 月に初島地区漁業集落環境整備事業の計画承認を得て、平成 17 年より事業着手し、平成 19 年 2 月に集落排水処理施設の稼働を開始しました。

以降、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として事業を行っています。

開始当初は漁港担当課が事業を所管し、その後浄化槽担当課に移管されました。令和 6 年 4 月から、地方公営企業法の全部を適用した企業会計に移行し、事業を市民生活部から公営企業部に移管しました。

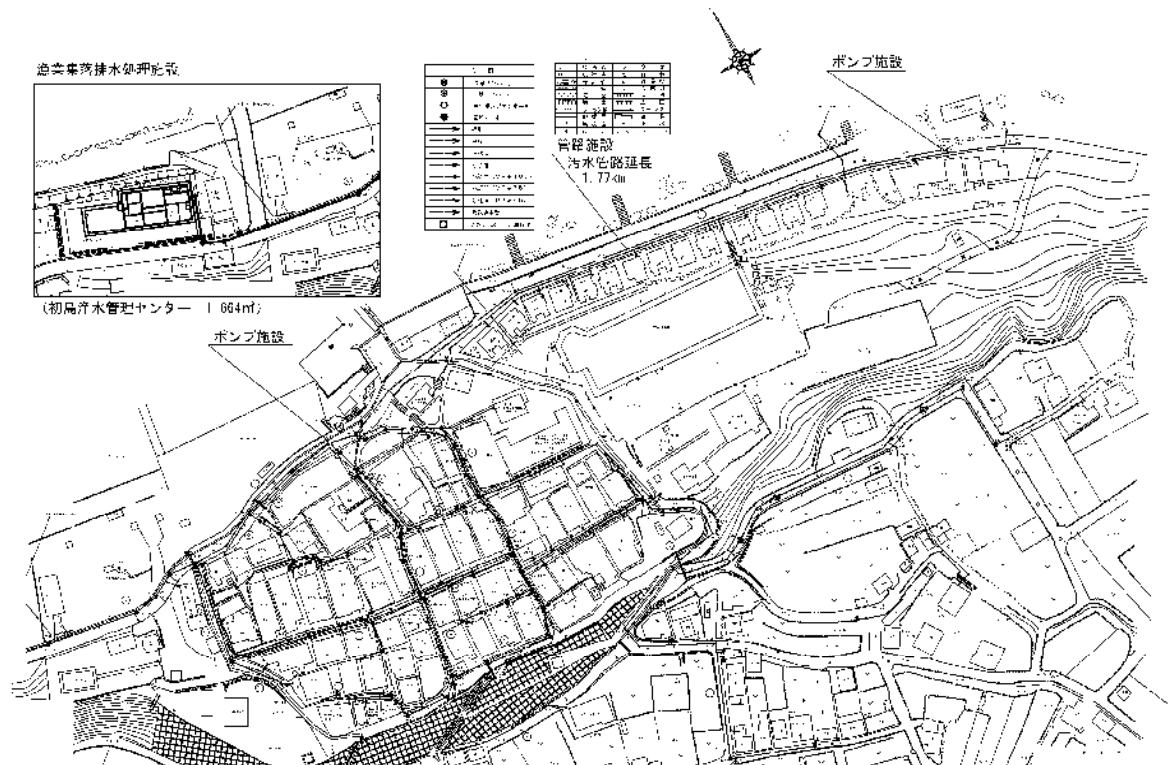
初島漁業集落排水施設の概要

名 称	熱海市初島浄水管理センター
所在地	熱海市初島字拝ノ山 900-3 外
敷地面積	1,664 m ² (0.16ha)
供用開始年月	平成 19 年 (2007 年) 2 月
排除方式	分流式
処理方式	膜分離活性汚泥法
放流先	相模灘
処理対象人員	1,880 人
計画流入水質	BOD : 200mg/L、SS : 200mg/L
計画放流水質	BOD : 5mg/L、COD : 10mg/L、SS : 5mg/L
計画汚水量	日最大 621 m ³ /日 日平均 508 m ³ /日
付帯設備	マンホールポンプ施設 : 2 箇所 管路 : φ100~250mm L=1,767m
事業費	約 6 億円

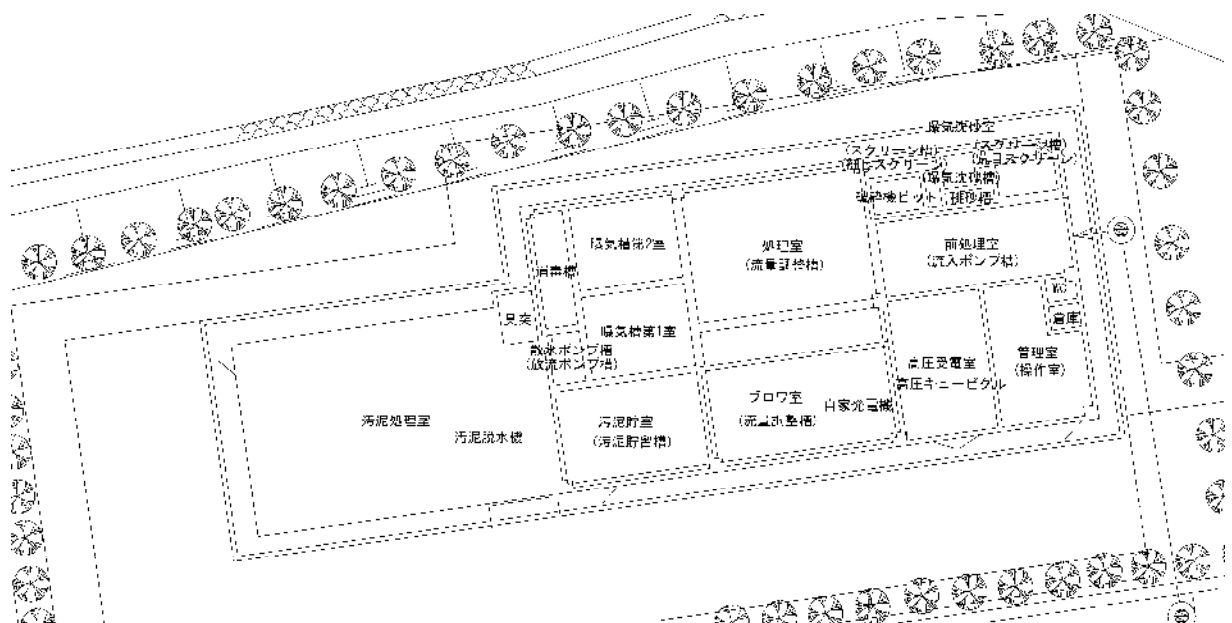
初島漁業集落排水処理施設位置図



全体平面図



浄水管理センター平面図



(1) 業 務 実 績 表

区 分			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
行政区域内人口			人	38, 284	37, 927	37, 612	37, 225	36, 848	36, 437	35, 721	34, 973	34, 301	33, 603
初島区域内人口			人	202	202	198	191	182	181	177	173	185	192
現在排水人口			人	146	141	141	135	134	133	122	114	115	115
現在排水件数			件	96	95	96	96	98	97	100	94	94	95
年間総処理汚水量			m ³	21, 712	22, 032	22, 185	22, 134	22, 008	22, 014	23, 573	14, 995	19, 295	19, 625
年間総有収汚水量			m ³	23, 280	22, 987	23, 500	23, 594	23, 238	22, 244	20, 958	18, 519	19, 423	20, 577
使用料単価 (1 m ³ 当り) ※			円	239. 92	242. 10	243. 20	243. 62	247. 67	251. 25	264. 10	276. 30	275. 71	245. 59
処理原価 (1 m ³ 当り) ※	公費負担分	除く 円	519. 63	639. 14	615. 49	1, 032. 93	1, 068. 34	736. 15	1, 017. 70	720. 61	874. 32	986. 15	
		含む 円	968. 60	1, 093. 84	1, 059. 66	1, 476. 10	1, 516. 44	1, 204. 91	1, 515. 41	1, 284. 63	1, 412. 96	1, 495. 31	

※令和5年度までは決算状況調査(26表・32表)を加工したもので、参考数値である。

(2) 事 業 の 沿 革

昭和

個別浄化槽または集合式合併処理浄化槽による汚水処理

平成

14 年 2 月 1 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令
し尿等の海洋投入処分の禁止 (5年間の経過措置)

16 年 4 月 日 初島地区漁業集落環境整備事業計画承認

17 年 9 月 29 日 浄化槽設置届出書提出 (市⇒熱海保健所)

19 年 2 月 1 日 し尿等の海洋投入処分の禁止 (経過措置終了)

19 年 3 月 28 日 初島漁業集落排水処理施設供用開始の告示 (開始日 平成19年 3月31日)

19 年 3 月 29 日 浄化槽使用開始報告書提出 (市⇒熱海保健所)

令和

元 年 3 月 日 最適化構想策定 (R2～R41)

2 年 3 月 日 機能保全計画策定 (R2～R6)

3 年 3 月 日 初島漁業集落排水処理事業経営戦略策定 (R3～R12)

6 年 4 月 1 日 地方公営企業法全部適用、事業を公営企業部に移管

(1) 処理施設使用料

使用料は水道水等の使用水量により、下表に定めたとおり算定します。

(税 込)

○ 早見表 (抜粋)

(税 込)

○ 変遷

(2) 受益者分担金

地方自治法第224条の規定に基づき、排水処理施設の設置により特に利益を受ける方より排水処理施設分担金を負担していただきます。

現在は、排水設備申請時に下記のとおり徴収しています。

大便器または兼用便器 1個につき ……………20,000円

1個増すごとに……7,000円

(3) 財政状況

損益計算書

年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
科 目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
営業収益	初島漁業集落排水処理収益	5,589,000	20.85%	－	5,535,000	17.43%	99.03%
	その他営業収益	2,000	0.01%	－	50,000	0.16%	2500.00%
営業外収益	引当金戻入	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	他会計からの補助金	21,210,000	79.13%	－	26,174,000	82.41%	123.40%
	長期前受金戻入	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	雑 収 益	0	0.00%	－	1,000	0.00%	－
特 別 利 益		0	0.00%	－	0	0.00%	－
収 益 合 計 A		26,801,000	100.00%	－	31,760,000	100.00%	118.50%
営業費用	管 渠 費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	処 理 場 費	16,392,000	84.50%	－	21,350,000	88.22%	130.25%
	総 係 費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	減価償却費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	資産減耗費	0	0.00%	－	5,589	0.02%	－
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	3,006,000	15.50%	－	2,847,000	11.76%	94.71%
	雑 支 出	0	0.00%	－	0	0.00%	－
特 別 損 失		0	0.00%	－	0	0.00%	－
費 用 合 計 B		19,398,000	100.00%	－	24,202,589	100.00%	124.77%
当年度純利益（△純損失） A － B		7,403,000	－	－	7,557,411	－	102.09%

※令和5年度までは決算状況調査（26表）を転記したもので、参考数値である。

注）特別会計事業規模	41,996,098	－	－	42,804,996	－	101.93%
------------	------------	---	---	------------	---	---------

注）令和5年度は特別会計廃止に伴う打ち切り決算を行った。

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
5,117,000	21.51%	92.45%	5,355,000	24.18%	104.65%	5,054,000	13.63%	94.38%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	－	－	0	－	－
18,445,000	77.53%	70.47%	15,749,000	71.12%	85.38%	31,800,000	85.76%	201.92%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
228,000	0.96%	22800.00%	1,040,000	4.70%	456.14%	227,000	0.61%	21.83%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
23,790,000	100.00%	74.91%	22,144,000	100.00%	93.08%	37,081,000	100.00%	167.45%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
13,376,000	83.26%	62.65%	11,691,000	82.13%	87.40%	25,473,000	76.75%	217.89%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
2,689,000	16.74%	94.45%	2,543,000	17.87%	94.57%	2,397,000	7.22%	94.26%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	5,319,000	16.03%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
16,065,000	100.00%	66.38%	14,234,000	100.00%	88.60%	33,189,000	100.00%	233.17%
7,725,000	－	102.22%	7,910,000	－	102.39%	3,892,000	－	49.20%

51,509,980	－	120.34%	29,082,159	－	56.46%	55,410,824	－	190.53%
------------	---	---------	------------	---	--------	------------	---	---------

貸借対照表(資産の部)

年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
科 目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
固 定 資 産	土 地	-	-	-	-	-	-
	建 物	-	-	-	-	-	-
	構 築 物	-	-	-	-	-	-
	機械及び装置	-	-	-	-	-	-
	車両運搬具	-	-	-	-	-	-
	工具器具及び備品	-	-	-	-	-	-
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	有形固定資産 合 計 A	-	-	-	-	-	-
	無形固定資産 B	-	-	-	-	-	-
流 動 資 産	固定資産計 C A + B	-	-	-	-	-	-
	現金預金 D	-	-	-	-	-	-
	未 収 金 E	-	-	-	-	-	-
流動資産計 F D + E		-	-	-	-	-	-
資 産 合 計 C + F		-	-	-	-	-	-

※令和5年度までは特別会計によるため対象データなし。(令和5年度は企業会計移行に伴う開始貸借対照表数値である。)

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
-	-	-	-	-	-	34,316,496	10.05%	-
-	-	-	-	-	-	72,333,039	21.18%	-
-	-	-	-	-	-	147,660,232	43.23%	-
-	-	-	-	-	-	85,764,231	25.11%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	340,073,998	99.57%	-
-	-	-	-	-	-	0	-	-
-	-	-	-	-	-	340,073,998	99.57%	-
-	-	-	-	-	-	1,130,999	0.33%	-
-	-	-	-	-	-	353,420	0.10%	-
-	-	-	-	-	-	1,484,419	0.43%	-
-	-	-	-	-	-	341,558,417	100.00%	-

貸借対照表(負債の部・資本の部)

年 度			令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
科 目			決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
負 債 の 部	固 定 負 債	企 業 債	-	-	-	-	-	-
		他会計借入金	-	-	-	-	-	-
		引 当 金	-	-	-	-	-	-
		固定負債合計 A	-	-	-	-	-	-
		企 業 債	-	-	-	-	-	-
		他会計借入金	-	-	-	-	-	-
		未 払 金	-	-	-	-	-	-
		引 当 金	-	-	-	-	-	-
		その他流動負債	-	-	-	-	-	-
		流動負債合計 B	-	-	-	-	-	-
	繰 延 収 益	長期前受金収益化累計額	-	-	-	-	-	-
		繰延収益合計 C	-	-	-	-	-	-
負債合計 A + B + C D		-	-	-	-	-	-	
資 本 の 部	資 本 金	自己資本金	-	-	-	-	-	-
		資本金合計 E	-	-	-	-	-	-
	剰 余 金	国庫補助金	-	-	-	-	-	-
		寄附金等	-	-	-	-	-	-
		資本剰余金合計 F	-	-	-	-	-	-
		当年度未処分利益剰余金 G	-	-	-	-	-	-
		剰余金合計 F + G H	-	-	-	-	-	-
		資本合計 E + H I	-	-	-	-	-	-
	負 債 資 本 合 計 D + I		-	-	-	-	-	-

※令和5年度までは特別会計によるため対象データなし。(令和5年度は企業会計移行に伴う開始貸借対照表数値である。)

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
-	-	-	-	-	-	126,266,673	36.97%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	126,266,673	36.97%	-
-	-	-	-	-	-	9,832,383	2.88%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	1,408,119	0.41%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	11,240,502	3.29%	-
-	-	-	-	-	-	164,537,440	48.17%	-
-	-	-	-	-	-	164,537,440	48.17%	-
-	-	-	-	-	-	302,044,615	88.43%	-
-	-	-	-	-	-	5,197,306	1.52%	-
-	-	-	-	-	-	5,197,306	1.52%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	34,316,496	10.05%	-
-	-	-	-	-	-	34,316,496	10.05%	-
-	-	-	-	-	-	0	0.00%	-
-	-	-	-	-	-	34,316,496	10.05%	-
-	-	-	-	-	-	39,513,802	11.57%	-
-	-	-	-	-	-	341,558,417	100.00%	-

資本的收入及び支出(税込)

年 度			令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
科 目			決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
資本的収入	企 業 債		0	0.00%	－	2,500,000	22.63%	－
	固定資産売却代金		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	負担金等		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	一般会計出資金		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	国庫支出金		5,830,000	38.37%	－	0	0.00%	－
	県支出金		0	0.00%	－	6,110,000	55.32%	－
	他会計補助金		9,365,000	61.63%	－	2,436,000	22.05%	26.01%
	資本的収入合計		15,195,000	100.00%	－	11,046,000	100.00%	72.69%
資本的支出	建設改良費	人 件 費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		委 託 料	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		工 事 費	15,195,000	67.24%	－	11,046,000	59.36%	72.69%
		負 担 金	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		固定資産購入費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		その他支出	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		建設改良費合計		15,195,000	67.24%	－	11,046,000	59.36%
	企業債償還金		7,404,000	32.76%	－	7,563,000	40.64%	102.15%
	予備費		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	資本的支出合計		22,599,000	100.00%	－	18,609,000	100.00%	82.34%

※令和5年度までは決算状況調査（26表）による参考数値である。

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
11,200,000	40.40%	448.00%	500,000	25.83%	4.46%	5,300,000	38.23%	1060.00%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	700,000	36.16%	－	6,340,000	45.73%	905.71%
16,445,000	59.33%	269.15%	117,000	6.04%	0.71%	893,000	6.44%	763.25%
75,000	0.27%	3.08%	619,000	31.97%	－	1,330,000	9.60%	214.86%
27,720,000	100.00%	250.95%	1,936,000	100.00%	6.98%	13,863,000	100.00%	716.06%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
27,720,000	78.21%	250.95%	1,638,000	17.19%	5.91%	14,161,000	63.73%	864.53%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
27,720,000	78.21%	250.95%	1,638,000	17.19%	5.91%	14,161,000	63.73%	864.53%
7,725,000	21.79%	102.14%	7,891,000	82.81%	102.15%	8,061,000	36.27%	102.15%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
35,445,000	100.00%	190.47%	9,529,000	100.00%	26.88%	22,222,000	100.00%	233.20%

3. 施設の概要

(1) 初島浄水管理センター

位置	熱海市初島900-3外
敷地面積	1,664㎡
供用開始	平成19年2月
下水排除方式	分流式
処理方法	膜分離活性汚泥法
処理対象人員	1,880人
放流先	相模灘
汚泥処理	機械脱水→場外搬出

令和 6年 3月31日現在

主要施設			
(流入汚水処理施設)			
流入ポンプ槽	1池 巾3.2m×長8.0m×有効水深1.00m	ポンプ 3.7kw 2台 (内1台予備)	
ばっ気沈砂槽	1池 巾1.4m×長1.4m×有効水深1.60m	ブロー 0.75kw 1台	
流量調整槽	2池 巾7.8m×長5.7m×有効水深3.40m	流量調整ポンプ 2.2kw 3台 (内1台予備)	余剰汚泥引抜ポンプ 0.4kw 1台
ばっ気槽	2池 巾3.6m×長4.5m×有効水深3.70m	ブロー 11.0kw 3台 (内1台予備)	処理水ポンプ 2.2kw 3台 (内1台予備)
散水ポンプ槽	1池 巾1.4m×長2.0m×有効水深1.00m	消泡ポンプ 1.5kw 1台	
消毒槽	1池 巾1.4m×長4.0m×有効水深1.00m		
汚泥貯留槽	1池 巾4.0m×長6.2m×有効水深3.50m		
脱臭装置	5m ³ /min	脱臭ファン 0.75kw 1台	
(汚泥処理設備)			
汚泥脱水機	多重板型スクリュープレス脱水機 1台		

(2) 管路施設

管路	管種	管径(mm)	延長
	H P	250	29m
	V U	150～250	1, 398m
	P E	100	299m
	不明	200	50m
	合計		1, 767m
マンホールポンプ場			2箇所

4. 資料

(1) 令和5年度 浄水管理センター水質分析結果

項目 検査日	PH		SS(mg/L)		COD(mg/L)		BOD(mg/L)		大腸菌 群数※
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	
4月12日	7.1	7.3	215	22	113.0	3.7	216	<0.5	-
5月11日	6.6	7.2	76	<1	87.1	5.0	391	<0.5	-
5月31日	6.6	7.2	107	3	94.3	5.3	271	0.7	0
7月6日	6.8	7.1	75	<1	74.0	5.0	174	<0.5	-
7月27日	6.6	7.3	56	<1	77.4	4.0	215	1.0	-
9月5日	6.7	7.4	43	<1	79.6	5.2	222	<0.5	-
10月5日	6.5	7.3	57	<1	88.1	4.7	188	<0.5	-
11月9日	6.7	7.3	89	<1	99.7	5.6	273	<0.5	0
12月8日	6.6	7.4	148	<1	120.0	4.3	270	1.2	-
1月12日	6.7	7.2	256	<1	150.0	4.5	272	<0.5	-
1月31日	6.5	7.2	752	<1	353.0	4.0	584	<0.5	-
3月7日	6.9	7.2	130	<1	125.0	4.5	220	0.9	-
計画水質 (流入・放流)	-	-	200	5	-	10.0	200	5	-
水質汚濁防止法 一般排水基準	5.0～9.0 (海域)		200mg/L (日平均150mg/L)		160mg/L (日平均120mg/L)		160mg/L (日平均120mg/L)		<0
浄化槽法放流水 基準値	BOD 20mg/L以下 BOD除去率 90%以上								

※水質汚濁防止法改正により大腸菌にかかる検査方法が改正される。(R7.4.1~)

(2) 熱海市初島漁業集落排水処理施設条例

第1条 この条例は、熱海市初島漁業集落排水処理施設の設置、管理、使用料、手数料及び分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 漁港及び周辺水域の水質保全に寄与することにより、漁業集落の健全な発展と生活環境の向上に資することを目的として、熱海市初島漁業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）を設置する。

(名称、位置及び処理区域)

第3条 排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
初島漁業集落排水処理施設	熱海市初島字拝ノ山地内	熱海市初島のうち市長が定める区域

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び雑排水（雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。
- (2) 排水処理施設 汚水を排除するために設ける排水管その他の排水施設、これに接続して汚水を処理するために設ける処理施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管その他の排水のための設備をいう。
- (4) 使用者 汚水を排水処理施設に排除してこれを使用する者をいう。

(供用開始の告示)

第5条 市長は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日、処理区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(排水設備の設置義務)

第6条 排水処理施設の供用が開始されたときは、当該処理区域の建物の所有者は、供用を開始された日から、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画が規則で定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準（以下「排水設備設置基準」という。）に適合するものであることについて、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により確認した事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項について、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事は、熱海市下水道条例（平成11年熱海市条例第6号。以下「下水道条例」という。）第7条に規定する指定工事店でなければ行うことができない。

(工事の検査)

第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、当該工事が排水設備設置基準に適合するものであることについて検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査を行った場合において、その工事が排水設備設置基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を排水処理施設へ排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

2 使用者は、雨水、海水、油類その他の排水処理施設の機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれがあるものを排水処理施設に排除してはならない。

(使用開始等の届出)

第11条 排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第12条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1箇月につき次の表に定める額を合計した額とする。

区分	排除汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまでのもの	3,392円
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまでのもの	1立方メートルにつき 83円
	20立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 167円

(使用料の算定及び徴収)

第13条 使用料の算定及び徴収については、熱海市水道条例（平成10年熱海市条例第4号）に定める料金の算定及び徴収の例による。

(使用料等の督促)

第14条 市長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状を発行した場合の納付の期限は、その発行の日から15日以内とする。

3 第1項の規定による督促を行った者に対しては、熱海市税外収入の督促等に関する条例（昭和46年熱海市条例第23号）の規定を準用し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(手数料)

第16条 市長は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の手数料を当該申請者から徴収する。

区分	金額
排水設備等計画確認申請手数料	1件につき 300円
排水設備等の工事検査手数料	大便器又は兼用便器1個につき 300円 1個増すごとに 150円
排水設備等の材料検査手数料	1件につき 300円
各種証明手数料	1件につき 200円

2 前項の手数料は、申請を行う際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

(分担金)

第17条 市長は、排水処理施設の経費に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、排水処理施設の設置により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から排水処理施設分担金（以下「分担金」という。）を徴収する。

2 前項の規定により徴収する分担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 大便器又は兼用便器1個につき 2万円
- (2) 大便器又は兼用便器1個を増すごとに 7,000円

3 前項の分担金は、第9条に規定する検査を行った後、速やかに徴収するものとする。

(分担金の減免)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している建物に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が経営する企業の用に供している建物に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している建物に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めた受益者

(監督処分等)

第19条 市長は、この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者に対し、この条例に基づく行為又は工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、排水処理施設の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、前項の措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第20条 排水処理施設の機能を妨げ、又はこれを損傷した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害について市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(特別使用)

第21条 処理区域外から排水処理施設に固着して排水設備を設けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、排水処理施設の処理能力その他管理上支障があると認めるときは、前項の許可を

することができない。

3 第1項の規定により許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第7条の確認を受けずに排水設備の新設等を行った者
- (2) 第8条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 第9条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第11条の規定による届出を怠った者
- (5) 第19条に規定する命令に違反した者

第24条 詐欺その他不正の行為により使用料、手数料又は分担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第5項の規定は平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による確認、第8条及び第9条に規定する工事並びに第11条の規定による届出並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

3 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年熱海市条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

4 熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熱海市初島下水処理事業特別会計条例の一部改正)

- 5 熱海市初島下水処理事業特別会計条例（平成16年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第5条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例第12条の規定及び第9条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例別表の規定は、平成26年7月徴収分から適用する。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定及び改正前の熱海市離島初島簡易水道条例の規定により徴収すべきであった使用料の取扱いについては、第5条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定及び第9条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例第12条の規定、第9条の規定による改正後の熱海市水道条例別表の規定、第10条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例別表の規定、第11条の規定による改正後の熱海市下水道条例別表の規定並びに第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例第21条第2項、別表第2及び別表第3の規定は、平成32年1月徴収分から適用する。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、改正前の熱海市水道条例の規定、改正前の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、改正前の熱海市下水道条例の規定及び改正前の熱海市温泉条例の規定により徴収すべきであった料金等の取扱い

については、第4条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、第9条の規定による改正後の熱海市水道条例の規定、第10条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、第11条の規定による改正後の熱海市下水道条例の規定及び第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。



初島漁業集落排水事業のあらまし(令和5年度版)

令和6年9月

編集発行

熱海市公営企業部下水道課

〒413-8550 熱海市中央町1-1

TEL : 0557-86-6526 FAX : 0557-86-6527

E-mail : koeigesui@city.atami.shizuoka.jp